

第1 事案の概要と本訴および反訴に至る経緯

本件事案は、自然科学の研究に携わる研究者が、同じく自然科学研究者である申立人の著書「水俣病の科学」（本件書籍）が誤った書であるとして、申立人との科学的議論も拒否していきなり学術誌の審査のない投書欄に論文に見せかけた中傷記事を掲載し、それに対する処分を学問の府である大学に強く求めた文書を公表したことが名誉毀損であるとして、最初に相手を誹謗中傷した側が裁判に訴えたというきわめてまれな裁判である。（本訴事案）

その投書記事（本件投稿記事）は、これまでの科学的知見を全面的に覆すもので、表面的には科学的な論説に見せかけながら、実は科学研究者が手を染めてはならない倫理違反を犯して根拠のないことをいかにも正しいと思わせて、本件書籍を名指しで否定したものであった。いち早く科学研究者の倫理違反を見抜いた申立人は、相手方が勤務する東京大学に科学研究者の倫理違反を告発し処置を求めた。この際申立は、他者の実験データを引用する際のデータ改ざんとそれと裏腹の関係にある重要な実験結果の隠蔽、入手不可能な文献の引用に絞って行った。単なる投書ひとつに何故目くじらを立てるかについては、上告理由書に記したので省略するが、本件投稿記事の掲載直後から同記事を根拠に本件書籍の出版停止要求や、賞取り消し要求など、実際に本件投稿記事がもとで被害にあったのは申立人である。

東京大学にはあえて強い言葉で調査・処置を求めたが、相手方の倫理観に問題があったとの判断が添えられてはいたものの、同大学ははっきりと不正を認めることはなかった。本件投稿記事が通常の科学研究ではないという理由でデータ改ざんの判断を避けたことには不満が残ったので、研究者の不正に対する大学側の態度を公開批判する目的で、東京大学の科学研究行動規範委員会の最終回答を審議経過と共に一切の注釈をつけずに、申立人は自分のホームページに掲載した。この申立書面の中にある言葉が自分の名誉を毀損しているとして相手方が提訴したのが本訴事案である。

言葉尻のみを捉えた本訴事案の審理では、本件投稿記事の欺瞞性が理解

されず、同記事による申立人に対する名誉毀損こそが本件事案の原点であることが明らかにされないまま判決がなされる危惧が感じられた。そのため、科学者間の争いは学者集団が自律的に解決すべきで、司法の判断を求めるべきではないことを信条としてきた申立人であるが、やむを得ず反訴したのが反訴事案である。

第2 原審判決の要旨

原審は、「本件投稿記事及び本件訂正記事の内容は、本件書籍に記載された科学的見解を学問的見地から批判したものであると認められ」とする1審の判示を追認し、さらに「本件投稿記事が論評としての域を逸脱する違法なものであると解することは到底できないのであり」の追加判断を示して、相手方の不法行為を一切認めず、申立人の反訴請求については理由がないとしてすべて棄却した。

本件投稿記事と訂正記事に対する上記認定を基に、本訴事案に対しては申立人が東京大学に告発した文章中の言葉を「学術的な論争というには到底相応しくない不適切で激越な言辞」と認定し、「被控訴人の本件投稿記事と対比しでも、その方法・内容において適当と認められる限度を超えているというべきであるから」として、対抗言論としての「違法性を欠くとは認めることができない。」と判示した。

その上で、相手方に払う慰謝料を弁護士費用を含めて110万円とした。相手方の要求「申立人のホームページから当該文書の削除と謝罪文掲載」を1審では認めたが原審は認めず、該当字句のみの削除を命じた。

第3 原審判決批判前に確認されるべき事実

1) 本件投稿記事に対する判断・評価が不可欠である理由

本件は、相手方が、申立人が共著となっている本件書籍を批難する記事を学術誌に投稿・掲載したことに端を発している。その前に電話やメールでのやりとりはあったものの、相手方が科学的議論を拒んだ上に

この記事を一方的に学術誌に掲載しなければ起こりえなかった事案である。したがってこの記事が本件事案の発端であることは間違いがない。この記事を書くための方法が科学研究上の倫理に違反していることを、申立人は大学人の努めとして東京大学に告発した。その告発した文章中あるいは判定に対する不服申立をした文章中にある文言について相手方が自分の名誉を毀損しているとして訴えているのだから、本訴事案においても、本件投稿記事の正確な理解に基づく判断・評価、特に本件投稿記事における科学研究上の倫理違反については十分な理解と判断のもとに裁定を下すことが必要である。反訴は、本件投稿記事そのものが申立人の書籍を誹謗中傷することで申立人の名誉を毀損したと主張しているのであるから、本件投稿記事の全体的評価・判断およびそこにある研究者の倫理違反について十分理解することが不可欠であることは論を俟たない。

2) 本件投稿記事の主張は魚のメチル水銀吸収経路に関するこれまでの科学的知見をすべて覆している

(1) 魚がエラからメチル水銀を吸収することは、紛れもない事実である

魚がエラからメチル水銀を摂取することは、魚に蓄積された同物質の摂取が水俣病の原因と確認された 1960 年代から 1970 年代の頃、多くの実験・研究からよく知られた事実だった。相手方が本件投稿記事に引用している「水銀」(1976 年刊)の魚に関する記述(同書 195~207 ページ [5.3.10 魚への水銀の蓄積] (乙 19 の資料 8))からもそのことは以下の実験報告の記載で知ることができる。

a.0.3ppb のメチル水銀中でキンギョ (淡水魚) を飼育した時、38 日で 0.15ppm (500 倍) のメチル水銀蓄積が見られた。(喜田村ら、1968)

b.0.3ppb のメチル水銀中でコイ (淡水魚) を飼育した時、40 日程度で 1ppm (総水銀) の蓄積が見られた。(寺本ら、1968) (魚の場合、メチル水銀は総水銀の 50~70%程度であることが知られているので(同書 180 ページ)、1,600~2,400 倍のメチル水銀の蓄積が見られた

ことになる。)

c.0.4ppb のメチル水銀中でアナゴ（海産魚）を飼育したとき、60 日目で **0.18ppm**(総水銀)の蓄積が見られた。(檜本ら) (同様にして、200～300 倍のメチル水銀の蓄積が見られたことになる。)

相手方が本件投稿記事で引用した 2 つの文献も「水銀」に引用されているが、この 2 つの論文には、

d. 鰓からメチル水銀を吸収したマアジ（海産魚）を餌としてブリ幼魚に与える実験。**1.2ppb** の含メチル水銀海水中で 20 日間飼育後のマアジに **0.5ppm**（総水銀）の蓄積が見られた。(鈴木輝明ら、1974) (同様にして、200～300 倍のメチル水銀の蓄積)

e. 鰓からメチル水銀を吸収したカタクチイワシ（海産魚）を餌としてブリ幼魚に与える実験。**4ppb** のメチル水銀海水中で 20 日間飼育後のカタクチイワシに **1.57ppm** の蓄積が見られた。(鈴木輝明ら、1975) (同様に、200～300 倍のメチル水銀の蓄積)

が記載されている。

この 2 つの論文は、1970 年代当時、魚がエラからメチル水銀を吸収することがメチル水銀汚染の影響を調べる研究者の間では誰もが知っている事実だったことを表している。

(2) 本件投稿記事の主張は、「魚類生理学の立場から見れば明らかに誤りである」の一言で、これまで知られた事実をすべて否定している

相手方は、これら事実を知りながら「水銀」を引用文献に掲げて「他にキンギョやコイを用いた実験結果の報告があるが¹⁾、鰓や消化管の機能は淡水中と海水中とでは大きく異なるため、参考にすべきではないだろう。」と述べている。たしかに、淡水魚はエラに存在する特種な細胞の働きで、 Na^+ などの塩類をエネルギーを使って能動的に取り込む。その意味ではエラの機能は大きく異なると言えるが、メチル水銀のような物質に対してエラの機能が淡水魚は海産魚と大きく異なるという根拠はまったくない。メチル水銀をエラから摂取する淡水魚の実験事実を切り

捨てる口実としているだけである。その上で海産魚であるアナゴの実験結果は無視している。

相手方が本件投稿記事で主張した「魚への水銀蓄積は餌由来である」は、上に述べたようなこれまで知られていた事実を完全否定している。メチル水銀について研究も実験もしたことがなく、根拠となる実験事実は何も持たない人間が、「この説（メチル水銀はエラを通じて海水から直接取り込まれるという説）は魚類生理学の立場から見れば明らかに誤りである。」と、「魚類生理学の立場」の一言で事実を覆す記事を発表したのである。このような行為は、科学の世界では決して許されないことである。

3) 自説に都合悪いところは隠蔽して引用し、自説を支持するように見せる本件投稿記事の欺瞞引用

(1) 喜田村正次他著「水銀」(文献1)の場合

相手方は本件投稿記事で「魚のメチル水銀吸収は餌経由であり鰓経由ではない」と主張した。そしてその根拠として喜田村正次他著「水銀」を引用したが、そこでは著者の主張とはまったく逆なことが書かれている。

つまり、文献1) 著書「水銀」(講談社、1976年)では、第5章(藤井正美執筆)「5.3 魚類と水銀」の中で、種々の地域・魚種のメチル水銀蓄積量を比較して蓄積経路を検討した後のまとめ部分において、「一般自然界の水銀は食物連鎖が主体であると考えるのがまずは妥当であろう。しかしながら、人為的な廃水や水銀剤投薬などの汚染水域については、魚のえら呼吸が大きく関与していると見られる。すなわち表 5.25 の水俣湾の汚染時データを見れば魚の食性の差は現れていない。微量ながら含まれた水の汚染が、えらまたは飲水吸収されて最初の濃度蓄積量を高めているものと見なされる。」(同書 204 ページ)とあり、水俣湾における魚のメチル水銀吸収はエラ経由が大きく関与していることが記述されている。

そもそも、申立人の著書「水俣病の科学」は水俣湾における魚のメチル水銀摂取を扱っていて、相手方はそれについて批判しようとしている。そのような状況下で、相手方は一般自然界（メチル水銀濃度がきわめて薄い）に関する記述だけを利用し、水俣湾に関する記述を無視した引用をした。これは自分に都合の悪いことを無視したものであり、欺瞞引用である。

この書籍は 1976 年の発行ですでに絶版になっていて、所蔵する図書館はほとんどなく、東京大学では総合図書館にしかない。読者が手に入れにくい状況で、あたかもこの文献全体が自説を支持するかのよう引用したのは犯罪性さえ疑われる欺瞞引用である。

（２）藤木論文（文献 3）の場合

藤木論文の場合、本件投稿記事の欺瞞引用はさらに顕著である。藤木論文は環境庁からの委託によって、水俣湾において魚がメチル水銀を摂取して汚染されるのは、①水銀で汚染された底泥が原因なのか、②食物連鎖によってメチル水銀を蓄積した魚介類をエサとして摂取した為か、あるいは③メチル水銀で汚染された海水中では溶存したメチル水銀をエラ呼吸によって直接に摂取する為かを、マダイを使った 10 日間の実験で調べた報告書である。

結果は実に明白で 1 枚のグラフにまとめられている。水銀汚染底泥からの摂取はなく、メチル水銀で汚染されたエサからの摂取もわずかであった。これに対し、エラを通じた海水からの摂取は顕著でエサからの摂取の 3～4 倍であった。

相手方は藤木論文を引用するならこのグラフを 1 枚引用すればよかった。グラフが使えないなら 10 日目のマダイのメチル水銀濃度を上記 3 つのケースについて記せばよかった。ところが、相手方は比較できる 3 個の数値を示さず、エラを通じ海水からの摂取の数値のみを記した。しかも 100 分の 1 にして引用した。この操作によって、藤木実験の結果は魚はエラからメチル水銀を摂取することはないという自説を支持しているように見せかけた。まさに欺瞞引用である。

4) 引用された藤木論文はほとんど絶対に閲覧できない文献であった

(1) 入手閲覧が不可能であったことの証明

藤木論文は、環境庁が 1970 年代前半に計画した水俣湾の浚渫埋立工事の影響予測のための委託実験の報告書であるが、工事に対する住民の反対が多かったこともあって、一切公表されなかった。

この論文の入手が不可能であったことは、申立人自らの経験を元に立証する。

「水俣病の科学」の共著者岡本達明は、水俣湾の汚染と水俣病に関する文献のほぼすべて、総数 2,000 点余りを収集所蔵していたが、藤木論文はその中にもなかった。相手方が水産学会に原稿を送ったという連絡と共に原稿を受け取り、この藤木論文は知らなかったので送って来るように要求すると、「自分は水俣の人からもらったのだが、汚れていて Fax で送っても読めるかどうか判らない」との返事で、すぐには送ってこなかった（実際に送ってきたのは 1 週間後である）。

相手方から入手できなかったので、申立人はすぐに環境庁に問い合わせた。当時は環境庁の図書室は一般には公開していなかったため、水俣病を扱う特別疾病対策室に電話し、「自分は環境庁職員数人の指導教官で、「水俣病の科学」の著者である」と身分を明らかにした上、藤木実験報告のコピーを依頼したところ、「あれは行政目的のために行った調査なので、外には一切見せられない」と断られた。

環境庁から入手できなかったため、最後の手段として、まったく面識がなかったため電話での依頼は失礼と思われた熊本県環境センター所長藤木素士氏にあえて電話をしてコピーの依頼をした。この時の藤木氏の答は、「その論文は役所には置いていないので週末神戸の自宅に帰ったらすぐ送ります」だった。そして月曜日に申立人は初めて藤木論文を見ることができた。

これらの事実の一つ一つでは真実性の証明力が不足するが、一連の事実を並べると真実性の証明力が増す。環境庁のあと藤木氏に直接電話依頼した事実は、環境庁が断ったことを証明しているし、藤木氏がその論

文を環境センターの図書室に置かずに自宅に置いていた事実は、この論文が非公開だったことを証明している。

ところが申立人がデータ改ざんと研究者の行動倫理違反で相手方を東京大学に訴えた後開かれた農学部の予備調査委員会では、相手方の同僚である水産学科の主任教授が事も無げに「私は水俣病資料館という所から簡単に入手した」と言って文献のコピーを示した。ここで不思議だったことが2点ある。第1点は、文献があったのが水俣病関係の文献を系統的にすべて集めている国立水俣病研究センターではなく、患者関係の民具を収集している水俣市立の資料館であったこと、第2は申立人が相手方に藤木論文のコピーを送るよう求めたとき、市立水俣病資料館の名は一切挙げず、「水俣の人からもらった」とだけ答えたことである。

多分水俣には不慣れなはずの水産学科の主任教授が、市立の水俣病資料館に論文があることを知る筈はない。相手方が教えたとしか考えられない。しかし、相手方がそこにあることを知っていたら申立人のコピー要求に対して資料館の名を挙げなかったのはなぜか。申立人は、相手方が私から訴えられた後あわてて自分の持っていた資料のコピーを資料館に寄託した可能性を疑った。そこでその現物を見せてもらおうと、その汚れ具合は相手方が私に Fax で送ってきたものと酷似していた。そこで、資料館から取り寄せたという主任教授のコピーと相手方のコピーの同一性をチェックすべきだと主張すると、「鈴木先生は、自分のコピーはなくしてしまったそうなので、それはできない」との答であった。

以上が、藤木論文の入手困難性に関する直接的立証であるが、入手困難を否定することから始める「帰謬法」による立証も可能である。

藤木氏が環境庁から委託されたのは、水俣湾の魚のメチル水銀摂取は餌からか、エラからか、底泥からかを知る実験研究であった。実験結果は表と図にまとめられている。図を見ると、エラを通じての摂取は餌からの摂取の3倍以上であることが一目瞭然である。結論にははっきりと体表面（エラ）からの摂取が主要経路であると書かれている。もし、本件投稿記事の読者がこの藤木論文を容易に読めたなら、相手方は次のように書かざるを得なかっただろう。「魚類生理学の常識に反することで

あるが、水俣湾の環境では魚のメチル水銀摂取は主としてエラを通じて起こることが実験的に確認されている。」しかし実際は、相手方は正反対のことを主張した。これはこの文献が確実に読者の目に触れないだろうという状況がなければできないことである。

(2) 一般的に入手しにくい省庁の「研究費報告書」

科学研究の分野では一般的に言って、研究論文誌 (Journal) は研究者が自分の研究を公開することを目的としたものであるため、雑誌によって所蔵箇所の多寡はあるものの、所蔵する図書館を探せばほとんどのものが手に入る。それに比べて、国 (省庁) から委託を受けた研究の場合は、文科省の科学研究費を除いて、目的あるいは研究内容が指定されていて公開の権限も省庁にあることが多く、公開されるとしても「報告書」の部数は Journal より遙かに少ない。このため、省庁の「研究費報告書」を引用して学会に研究論文を提出すれば、査読者からは他の文献を使うように促される。他に代わるものがない場合は、そのことや内容の概要を書くことが要求される。その目的は、論文の内容を他者が検証できるようにすることである。

5) 本件投稿記事の大きな誤りと相手方の「疑問」と称する批判について

(1) 本件書籍で示した理論式への誤った適用

相手方は、本件書籍において申立人が示した理論式に、藤木論文の実験で海水中に投入されたメチル水銀の量をそのまま (数値を改ざんしたことは措くとして) 代入して、本件書籍が間違っていると主張した。これは、魚に塩化メチル水銀として蓄積するのは、水中でも分子状で存在するものに限られ、水中に投じられた塩化メチル水銀はイオン状に解離するため分子状のままの塩化メチル水銀はわずかになるということを相手方が全く理解できていないために行った大きな誤りである。

測定が困難であることから厳密な数値は出されてはいないが、分子状の塩化メチル水銀が 1% とすると申立人の理論式に藤木論文の正しい数

値を代入すれば、ほぼ同じ結果となる。

メチル水銀イオンとメチル水銀分子の関係は、本件書籍の 295 ページ以降にも書いてあることだが、この大きな誤りは相手方の化学知識の不足だけでなく、同書を全部読まないで批判していたことも示している。

(2) 「<摂餌量に関する疑問>」と題する批判について

本件投稿記事では、<摂餌量に関する疑問>という項目を設けて、(本件書籍の説明では)「1 日当たりわずか 0.39 g しか餌が摂れない計算になる。60 kg の人が 23.4 g の食事をしているのと同じである。これでは生きて行けない。カタクチイワシはプランクトンの豊富な海域で十分な餌を得ているはずであり、その量は体重の数%, 仮に 3%とすれば 1 kg あたり 30 g であり、同書の計算の 77 倍である。」(995 ページ右段)として、大きな間違いがあるかのように記述している。これは、カタクチイワシがメチル水銀濃度の高い水俣湾でのみ、同物質を高濃度に蓄積したプランクトンを食べるという勝手な思い込みの上に成り立つ議論である。実際には、カタクチイワシは動物プランクトンが豊富でしかも海水中のメチル水銀濃度が低い不知火海で摂餌し、そのあと何らかの理由で水俣湾の環境を好んで滞留し、海水中からメチル水銀を摂取蓄積したと考えられる。水俣湾の餌プランクトンが少なかったことは、実際に申立人が調査した結果と熊本県の調査も一致している。

(3) 「前提条件付きだったはずのことを、次には何の説明もないまま事実として扱っている」とする批判について

本件投稿記事では、『そもそも p. 174 にあるように「もし両者(筆者注: 鰓経由と餌経由)でメチル水銀の取り込み効率が同程度ならば、水中からの取り込みがほとんどと考えて良いでしょう」という前提条件付きだったはずなのに、何の説明もないままにその次のページではこれを事実として扱い、取り込み効率の違いを完全に無視して計算しているのである。』(995 ページ左段)と記されている。

申立人が本件書籍の 174 ページの次で扱ったのは、膜透過理論から導

いた鰓からのメチル水銀の取り込み速度の理論式で、海水中にガスとして溶けている塩化メチル水銀の濃度とその取り込み速度の関係が式として示されている。その式を太平洋のメカジキに適用すると正しいことが分かったと記した。この計算では相手方が勝手に考えた取り込み効率など使う必要はないのでそのような計算は行っていない。相手方のこの文章は、相手方が理論式の意味が理解できなかったことを示しているだけである。

6) 原審において提出された本件投稿記事の査読書とその支持書の存在

(1) 査読書（「審査報告書」）

1 審において、申立人は、本件投稿記事を学術誌に投稿した相手方と同じく水産学を専門とする 3 名による本件投稿記事に対する「意見書」を提出した（乙 19）。1 審判決ではこの「意見書」は全く無視された。原審では同じ 3 名が客観的かつ厳正に本件投稿記事を審査した「審査報告書」を書証として提出した。（乙 34-4）

対象が論文ではない投書であるため、「審査報告書」としてあるが、peer review（研究同格者による論文査読書）と同等のものとして本理由書では査読書と呼ぶ。

(2) 査読書に対する支持書の持つ意味

前記の査読書を、主として東京大学関係の研究者 36 名に送り支持を依頼したところ、2 週間の短い期日の間に 29 名から、自分の経歴を記載し、署名捺印された「査読支持書」が送られた（乙 35、乙 36-1～29）。申立人に 330 万円の支払いを命じる 1 審判決が出た直後にその誤りを指摘する文書への支持表明を高裁に提出することは、国立の大学・研究機関の在籍者、元在籍者には困難な行為であったにもかかわらず、このように多数の支持が得られたのである。

署名者に経歴の記載も求め、署名者各人がそれを書いた上で署名捺印したことは、査読書が正しいことを認めたことのみならず、自己の研究

生活の歴史とそこで培われた科学研究者としての考え方特に科学研究者としての倫理意識に照らして、本件のような異常な提訴と理不尽な判決には賛同できないことを表明したものと考えて良い。つまり、永年に渡って科学研究を続けてきた人々が、本件のような欺瞞的な投書記事が司法の手まで借りて大手を振ってまかり通ることは、科学研究にとって決して好ましいことではないと考えたからに他ならない。単なる裁判支援者の署名とは全く異なるものであり、科学者の総意とも言えるものである。29名の中には、東大において科学研究行動規範委員会設立とその規則を制定した小宮山宏元東大総長や元産業総合研究所リスク管理センター長で文化功労者の中西準子教授、水俣病患者の病理解剖をすべて行った神経病理学の最高権威衛藤光明元水俣病センター所長らもいることを付記する。

さらに署名者の一人久保田宏氏が科学者としてどのような考えで査読支持書に同意・署名したかを記した陳述書(乙38)も原審に提出した。

第4 原審判決とその問題点

本件事案については、上告理由書において、科学研究における論争や科学研究上の争いに関して司法が判断することは憲法第23条の運用上のルールに違反する恐れがあることを主張したところであるが、実際に原審の判決が出されているため、その判断の誤りについて理由と共に記する。

第1項 データ改変が故意によるか否かについて判断の誤り

A. この点に関する判決文

原審が引用・追認した1審判決においては、データ改ざんの真実性について、申立人の主張について言及した後、それに関する判断は全く示さずに、

「しかし、原告が正しい数値を記載したとしても、本件投稿記事における原告の見解は、結論が異ならないと考えられるのであって、このことをも考慮

すると、原告が意図的に数値をねつ造し、又は改ざんしたとは認められないというべきである。」(1審判決 17 ページ) (太字表示は申立人による) と改ざんを否定している。

原審においては 1 審に加える判断として、本件投稿記事の公表までの経緯を長々と並べた後、

このような経緯や、本件投稿記事の記載内容自体に照らすと、被控訴人が藤木論文の数値を故意に改ざんしたとは認められず、むしろこれを意図せずに不用意に誤って引用したものと認めるのが相当であり(原審における被控訴人本人)、(原審判決 5~6 ページ) (同)

と数値の誤りはデータ改ざんすなわち故意による誤りとは言えないと判示している。

つまり原審判決は、

- ①正しい数値を使ったとしても結論は変わらない。
- ②相手方は数値を故意に改変したとは認められない。

との二つの理由で相手方のデータ改ざんを否定した。そしてそれが判決の基本になっている。

B. 判決の誤りの指摘とその理由

1) 原審判決では表面から消えた 1 審判決の間違い

判決の誤りのうち①の誤りは単純明瞭である。100 分の 1 に改変されたデータを元に戻せば、相手方が隠したグラフと同じになり、魚はエラからメチル水銀を摂取しないという結論は逆転されてしまう。1 審判事がこんな単純な間違いを堂々書いたのは科学で使う数字の意味がまったくわからなかったためと思われる。原審判決は同じ判断を表面には出してはいない。しかしこれを否定もしていない。表には出さず基本的には従っている。科学の単純論理を越えた論理である。

原審がその代わり表に出したのは②の「データ改変は故意に行われたとは認められないから改ざんではない」という判断である。そしてこれが原審判決を支える最強の根拠になっている。したがって以下ではこの判断の誤りを指摘する。

2) 「故意ではない」と「認めた」判決の根本的誤りを正す

(1) この問題の判断を主観で行ってはならない

問題点から指摘すると「故意」は一人の人間の心の中の問題、主観の問題であり、故意か故意でないかを決定する客観的方法はないことである。したがって、いずれであるのかの判定は判定者の主観の問題になる。原審判決では直接は関係のない様々な周辺状況を挙げて相手方の心理を推察し判定をしたことになっている。しかし主観を判断するとなると、本人の主張を真向から否定することは難しく、よほどの物証がない限り本人の主張が認められるであろう。故意であっても故意でないと認められる場合があるだろう。問題はそれが許されるかである。「故意でない」と認められれば免責になるケースなら絶対に防ぐべき冤罪をなくすためにこのとりこぼしは認められる。

しかし本件は逆のケースである。データ改変が故意であれば、それを告発した申立人は免責されるケースである。故意なのに「故意でない」という相手方の主張がもし間違っただけで認められれば、免責されるべき申立人が敗訴することになるのである。名誉毀損を訴えた人間のウソが必ず冤罪を作り出す可能性があるケースである。冤罪を作らないという法の正義の立場からいって、この問題では故意であった人間を間違っただけで「故意でない」と認めてはならないのである。「故意でない」が免責になるのと同じような気分で、故意でないと「認められる」と判定してはならないのである。

(2) 主観にかわる客観的定量的方法

冤罪を作る判断をさける方法として確立されているのは二つの方法である。主観をさけて客観によること、定性をさけて定量によることである。これを本件に即して言えば次のようになる。まず主観判断をさける方法である。それには「故意か故意でないか」の問題設定を改めなければならない。「故意」は個人の心の中の問題であり、これを外から客観的に判定する方法はないからである。解決は簡単である。「故意」と

いう主観の目でとらえていた行為を「計画的」という客観の目でとらえなおせばよい。なぜ計画的の方が故意より客観的かということ、故意は頭の中で考えたことをいうので何も外から確かめようがないが、計画の方は行為あるいはその結果という形で外から確かめることができるからである。

故意を計画的に置きかえるだけでは十分でない。問題は故意か故意でないかの判定なので客観の世界でそれに相当するものを見つけて比較し判断する必要がある。「故意」と「故意でない」に対応する客観概念は「計画的」と「偶然的」である。

そこで相手方のデータ改変が故意であったか故意でなかったかの判断は、それが計画的だったか偶然的だったかの判断になる。その定量的評価が必要になる。

(3) 定量的判断のための確率論的評価

この定量評価を行う科学的手法が確率論である。確率論では、あることがある 1 日に起こる確率を p であらわす。もっとわかりやすくは N 日に 1 回程度起こる現象として $1/N$ であらわす。確率 $1/10$ は 10 日に 1 回程度、 $1/10,000$ (1 万分の 1) は 1 万日 (約 30 年) に 1 回程度の現象をあらわす。したがって、これをたとえば地震を例に人の感覚で表してみると、 $1/10$ はよく起こる現象、 $1/100$ は時々起こる現象、 $1/1,000$ は 2~3 年に 1 度程度だから滅多にはないが必ず起こると思っている現象、 $1/10,000$ (1 万分の 1) は一生に 1 度程度だからまず起こらないと思っている現象、 $1/100,000$ (10 万分の 1) は絶対に起こらないと思っている現象に相当する。

このように確率そのものは経験から計算するものだが、確率論が理論であるのは、個々の確率をもとに直接は経験できない現象の確率を計算できることである。一番重要なのは二つの偶然的な現象が同時に観測される確率である。それぞれの確率が p と q である偶然的現象が同時に観測される確率は $p \times q$ であることが確率論の最重要定理である。

(4) 客観的定量的評価の本件への適用

つぎに本件問題の評価を客観的定量的方法で行いその結果を示すことにする。その為にはまず本件の客観的分析を行う。本件の対象になっているのは、藤木論文中の数値 18ppb を 0.18ppb と書き変えた相手方の行為である。これを確率論的に扱うには、この行為を①相手方が数値を改変した行為と②それを行ったのが一般に閲覧不可能な藤木論文であったことの2つに分け、複合行為として扱う必要がある。

まず各単独行為の確率評価を行う。まず 18ppb を 0.18ppb と改変したのは単純ミスではない。この場合の単純ミスは単位の ppb を ppt とミスすることで、この場合は数値を 1,000 分の 1 にする効果はあるが、活字上のミスは b から t の 1 文字である。このようなミスは往々科学者の間で見られる。その程度は多い人で 2~3 年に 1 度、確率にして 1/1,000 程度である。これに対し相手方の改変の効果は 100 分の 1 であるが、もともとなかった 0 と小数点を加えるもので、このようなミスの例は今までに聞いたことがない。相手方も約 30 年の研究生生活のなかでこのようなミスはない筈である。もししたら学生を指導する教授の地位にとどまらなかった筈である。したがって 30 年行わなかったことだからその確率は 1/10,000 以下の筈である。つまり、定量的評価としては故意なしにこのようなミスをすることは「絶対にありえない」と言える。

しかし故意なしの主張をする人は「歳のせい」とか脳の突然の乱調による無意識を主張するかも知れない。それへの評価を次に行う。もし無意識であったら眼前にある論文がどんな論文かわからなかった筈である。そこでたまたまミスをした論文が藤木論文である確率を見よう。「水俣病の科学」の研究のために申立人が集めた水俣病と水俣湾に関する科学文献は 300 件ほどある。その中には藤木論文はなかった。公開が発行者によって止められていたからである。同様な報告書の例は相当に多い筈である。相手方にはその中の一つがたまたま入手できたのであろう。すると、水俣病関係の科学報告の中から相手方が無意識にえらんだ文献が藤木論文であった確率は 1/300 以下で 1/1,000 程度であろう。それは滅多にはない確率である。選んだのは無意識ではなく意識的行為と結論せ

ざるを得ない。これに対しては相手方が所有していた水俣病関係の文献がこの藤木論文だけだったと反論されるかも知れない。その場合は非常に多数ある水俣病関係の科学文献の中からこの一通だけを所持していた故意性が問題になる。所持するのが偶然に藤木論文である確率は1/1,000だからである。

(5) 投稿前の経緯はデータ改ざんを否定する理由にはならない

原審判示では、本項 A で引用した部分のすぐ前に、「本件投稿記事が公表された経緯についてみると」から始めて、「被控訴人に対して、相互に論拠を明らかにした上で、議論をしたいと申し入れた書簡を送付したこと（甲 4）」、控訴人に対して、本件書籍の内容に関し「エラからの酸素吸収効率とメチル水銀吸収効率と同程度であるという根拠は何か」及び「カタクチイワシの摂餌量の見積りの根拠は何か」という疑問を示して、回答を求める電子メールを送信したこと（甲 5）」などの本件記事の投稿までの経緯を並べて、「データを故意に改ざんしたとは認められず」のひとつの根拠としている。

上記引用の中に「被控訴人に対して、相互に論拠を明らかにした上で、議論をしたいと申し入れた書簡を送付したこと（甲 4）」とある。この手紙で私が書いたのは、具体的には、

同格の科学者として本格的議論を行い、意見の相違が残れば、批判と反論という形で、学会誌に公表したいと考えています。そのためには、互いの主張を正確に理解することが前提ですので、まず私が先生の批判とその根拠を理解したうえ、日を改めて反論し、議論したいと考えています。具体的には、先生が本郷にいらして、十分に時間がとれるときに、大学でお会いして先生のご批判をうかがい、後日、私が浜名湖の実験所をおたずねして、反論と議論をしたいと希望しております。いかがでしょうか。

である。「私が先生の批判とその根拠を理解したうえ」と書いているのは、批判と称するものの中には、理解の不足とか単なる思い込みによる誤り、ためにする批判（揚げ足取り）など種々あるので、しっかりとした根拠のある批判かどうかを理解しなければ意味のある科学的な議論

はできないからである。相手方は2つの質問を論拠と思って（あるいはそう見せて）、自分は論拠をしっかりと示していると勘違いしている（あるいは言い張っている）が、これは論拠などではなく、単なる疑問ではない。実際、ひとつ（上記判示中の「エラからの酸素吸収効率とメチル水銀吸収効率と同程度であるという根拠は何か」は相手方が本件書籍の理論式を理解できていなかったことによる疑問であるし（第3-5）-(3)参照）、他のひとつ（同「カタクチイワシの摂餌量の見積りの根拠は何か」）は単なる勝手に思い込んだ想像に起因する疑問である（第3-5）-(2)参照）。相手方は疑問が論拠だとの勘違い（あるいは言い張り）を基に「私の批判が一方的なのではなく、先生が批判に対する対応を一方的に遅らせてきたのです。」（甲10）、などとせまり、「自分には論拠があるのに、応じないのは相手が悪い」としている。

あげくには、「私の批判に的確に回答できないということで、私の人格をおとしめることによって、自分自身の正当性を主張してるのではないかというふうに感じました。」（本人調書24ページ）などと平然と証言し、単なる疑問を正当化するばかりでなく、申立人に対する批難にまで発展させている。

「質問に答えない限り、議論には応じられない」（甲8）と、議論に応じなかったのは相手方であり、本件記事を投稿するまでの経緯をことさら主張するのは、不正と欺瞞に満ちた攻撃的な投書を一方的に投稿したことを正当化しているにすぎない。真面目な科学者は身勝手な質問を投げかけて答えないのは相手が悪いなどとは絶対に考えない。

投稿までの経緯はデータ改変が故意であるか否かを判断する際には根拠にはまったくならない事項である。すなわちデータ改変の故意性を否定する合理的な理由としては認めることができない。あえて経緯を判決で述べているのは、「ずっと前から思い込んでいたことなのだから意図的ではない、つまり動機がない」との判断と考えられる。しかし、データの誤りが意図的かどうかに関して言えば、自分に都合よくデータを変えてしまうことが改ざんなのであり、いつから誤ったかどうかは関係のないことである。そして、学術誌に発表するのであれば、それまでの

いきさつなどは一切関係なくその内容に責任を持つのが研究者たるものの務めであり、その際データ改変を自分で許してしまうのならそれがまさしくデータ改ざんである。

(6) データ改ざんに関する相当性についての不当な判示

1 審判示（原審判示で引用）では、データ改ざんに関する相当性の判断において、申立人による真実性についての主張、特にその重要な部分に関しての判断を示さずに、以下の判断を示した。

その余の点についても、被告は、本件各文書を被告ホームページに掲載する前に、原告に対し、直接、本件投稿記事における藤木論文との相違点を指摘し、その理由等を問い、それが意図的ねつ造及び改ざんであるか、単なる誤りであるかを確認するなどの機会があったにもかかわらず、そのような措置を講ずることなく、原告が数値をねつ造し、改ざんしたと断定しているのであって、(1 審判決 18 ページ) (太字表示は申立人による)

これは、喩えて言えば、いきなり包丁を持って襲ってきた相手に、「君の持っているのは包丁なんだけど、包丁だと分かってるの？」と聞かないで「人殺し！」と叫ぶなど言っているに等しい。相手方の「単純な誤り」「うっかりミス」という言い分が言い逃れにしかすぎないことが理解されていない。喩えを続けるなら、「包丁を持っている」ということは誰の目にも明白であるから、「私はどうしてそんなことをしたのか分からない」と言っても信じる人間はいないけれども、データ改ざんはもう少し分かりにくいから、同じ言い訳を「そうかも知れない」と信じてしまう（あるいは騙されてしまう）ということである。

1 審の判決（原審判示で引用）では、上記引用部分に続けて、以下のように判示している。

これらの記載が原告の**研究者生命に深刻な打撃を与えかねないものであることをも考慮すると**、原告が数値をねつ造し、改ざんしたと信ずるについて相当な理由があるとはいえない。(1 審判決 18 ページ) (太字表示は申立人)

これは、「申立人が改ざんだと言ったことが相手に被害を与えた、それは名誉毀損にあたるという結論が先にあって、だから申立人の主張にはそのもととなったことを事実と信ずる理由はない」という論法であって、相当性を否定する理由には全くなっていない。

以上より、データ改ざんの事実に関する判断は、判決に重大な影響を及ぼす誤りがあると考える。 (上告受理申立理由－１)

さらに、その相当性についての判断は、理由の不備あるいは判断遺脱というべき誤りがあると考える。 (上告受理申立理由－２)

第２項 本件投稿記事全体に対する評価・判断の誤り

A. この点に関する判決文

本件投稿記事そのものについての判断は反訴事案の判決において示されている。1 審判決では、「本件投稿記事及び本件訂正記事の内容は、本件書籍に記載された科学的見解を学問的見地から批判したものであると認められ」と判示しているが、その判断を導き出すための理由は全く述べられてはいない。この判断を基に「被告（＝申立人）の社会的評価を低下させる事実を摘示したものとは言えない」と結論づけている。(1 審判決 22 ページ)。

原審判決は、この判示を引用・追認した上で、追加判断を示した。「被控訴人が本件書籍の共著者の一人である控訴人の人格を非難ないし攻撃する趣旨・目的で本件投稿記事を作成したと認めるに足りる証拠もない。」とし、さらに「魚への水銀蓄積が餌由来であるとの見解を提示しているものであって、(中略) 本件投稿記事が論評としての域を逸脱する違法なものであると解することは到底できないのであり、控訴人に対する不法行為を構成するものではないと判断するのが相当である」と結論づけている(原審判決 7 ページ)。

B. 判決の誤りの指摘とその理由

本件投稿記事は本理由書第 3-2) に述べた通り科学研究上はまったく根拠のない暴論であり、科学研究者が守るべき研究倫理に数々の違反をした方法で書かれた欺瞞的文章である。査読書でも以下のように評価されている。

以上より、投書 1 およびその誤りの訂正を記した投書 2 を合わせて判断しても、それらの内容は全くと言えるほどに根拠がなく、不正引用や数値改変を併せ考えると、この投書は学術的論説とは到底言えないものであると判断される。(甲 34-4、査読書骨子)(太字表示は申立人)

相手方の研究倫理逸脱は引用データの改ざんにまでおよび、改ざんしたデータで本件書籍に大きな誤りがあると見せかけることによって本件書籍を攻撃していることは明白である。その欺瞞は目立ちにくく仕組まれているため、通常の人は一見したところそうかと思わせてしまう怖さがある。

原審判示は、「本件書籍に記載された科学的見解を学問的見地から批判したものである。」や「魚への水銀蓄積が餌由来であるとの見解を提示している」との判示からも分かる通り、本件投稿記事の欺瞞的内容(それも、科学研究者が守るべき研究倫理を踏みにじった方法で書かれた)の悪質性、本件書籍に対する攻撃性が理解されているとは考えられない。これは、本件投稿記事に対する理解がきわめて中途半端であることを示し、あえて言えば、裁判官をもつても相手方が仕掛けた嘘やトリックを見破ることができず騙されてしまったことを意味していると考えられる。そのような理解に基づく「本件投稿記事が論評としての域を逸脱する違法なものであると解することは到底できないのであり」という判断は判決に重大な影響を及ぼす誤りと考える。

上記原審における追加判示を引用した箇所(中略)とした部分は、「それを超えて本件書籍の共著者の一人である**控訴人の人格自体を非難ないし攻撃するものではないと認められること(甲 7)**を考慮すると、」

(太字表示は申立人)

であるが、ここには、その判断の根拠としてあえて甲 7 すなわち本件投稿記事が記されている。この判示は「判事が本件投稿記事を読んでも、名誉毀損の観点において問題はないと思えた」ということである。その意味するところは、「名誉毀損の観点から問題のある言葉や表現、すなわち人格を批難ないし攻撃する言葉や表現は見あたらなかった」ということと考えられる。この見方は、しばしば名誉毀損如何で争われるような新聞や週刊誌の報道などの問題と全く同じ基準を適用し、内容上の問題は学問論争であるからとして不問に付し、人格を攻撃するような言葉や表現の有無を問題にするという見方をしていることを意味する。しかし、問題は言葉や表現などの表面的なものではなく、本件投稿記事が研究者の倫理をまったく無視して人を騙し、地道な研究者を中傷・攻撃していることである。

以上、原審判決は本件投稿記事の評価・判断において、内容の理解を欠き、特にその欺瞞性と攻撃性が理解されていないという大きな誤りがあると考える。
(上告受理申立理由－3)

第3項 科学研究行動規範委員会の最終回答に対する判断の誤り

A. 誤りの指摘とその理由

原審判決においては、第1項に引用した「被控訴人が藤木論文の数値を故意に改ざんしたとは認められず、むしろこれを意図せず不用意に誤って引用したものと認めるのが相当であり(原審における被控訴人本人),」(原審判決6ページ)という判断を裏うちする形で、行動規範予備調査委員会の報告と科学研究行動規範委員会の回答を引用している(同7～8ページ)。さらに続けて本件投稿記事が違法なものではないとの判断を示した後に、『前記の科学研究行動規範委員会の報告では「被控訴人の研究者としての倫理観にも問題があったこと」及び「本件投稿記事のサブタイトル及び論文の引用手法が不適切であったこと」が指摘されているものの、そのことが直ちに上記の認定判断を左右するものではないというべきである。』と同委員会の回答あるいは通知における付記や

要望は判決における認定には大きな意味を持たないとしている。

このような判示は以下の 3 点において誤っていると考える。

- ① 予備調査委員会はいくまでも予備調査のみを任務とする組織であって、裁定をする組織ではない。不服申立については同委員会は関与しない。この点が理解されていない。
- ② 科学研究行動規範委員会が出した「適用外」の意味を誤って捉え、「不正には該当しない」と誤って解釈している。
- ③ 付記や要望の意味、重要性の認識を誤っている。

B. 理由の説明

1) 東京大学科学研究行動規範委員会への申立と審理の経緯

申立人は、本件投稿記事の上記のような欺瞞性をじゅうぶん分かっていたが、このような問題は大学が自律的に解決すべきであるという信念のもとに 2008 年 6 月東京大学総長宛てに訴状を送った。その際研究不正を問議するのであれば科学研究行動規範委員会に申し立てすることを勧められ、同年 8 月 11 日に同委員会に問題を研究不正に絞って申立を行った。申立の内容は入手不可能な文献の引用、文献の結論隠蔽、引用データの改ざん、結論の逆転利用の 4 項目とした。(甲 17、甲 18)

同委員会規則により、被申立者の所属部局（大学院農学生命科学研究科）に設置された行動規範予備調査委員会が研究科長に対して行った報告が乙 7 の報告書である。予備調査委員会は申し立てた項目を繋がりを持って調べる意識がなく、本件投稿記事全体を調べることはなかった。このような調査には納得できなかつたので科学研究行動規範委員会に不服の申立をした。(甲 19)

申立者と被申立者それぞれから事情聴取をした後、2009 年 5 月 8 日に送られてきたのが同委員会委員長名義の最終回答だった。申立者の要請した被申立者の処分と当該投書の取り下げ指示という結果は実現されなかつたが、「被申立者の倫理観に問題があり、当人に改めて指摘する」という付記があった。(甲 21)

2) 科学研究行動規範委員会の回答は付記または要望の方が重要である

予備調査委員会の研究科長宛て報告書（乙 27）と科学研究行動規範委員会委員長の申立人宛回答（甲 21）相手方に対する通知（甲 22）の 3 通が原審の法廷に書証として提出されている。注意しなければならない点は、前者の委員会は所属部局に設置された単なる調査機関であり、裁定権は後者の科学研究行動規範委員会にあることである。不服申立後の審査も後者が直接行っている。

行動規範予備調査委員会の研究科長宛て報告書では、上にも述べたように、問題を個別に捉えて、それぞれに対する一般的判断しか示さなかった。それでも、主要データの改ざんについての報告は、「データ改ざんではない」とは書いていない。「2桁の記憶違いは不自然であるようにも思われるが」という疑問符付きである。

甲 21、甲 22 両者に記された、「本学の規則が適用対象としている「本学の教職員及び本学の施設設備の利用者が、実験・観測・解析の手法を用いて行った科学研究における研究成果の作成及び報告の過程において行ったデータその他研究結果の捏造、改ざん又は盗用にあたる不正行為」に該当しないため、本学の科学研究行動規範委員会規則の上で審理及び裁定を行うことは困難と判断しました。」は、規則で適用対象としている「実験・観測・解析の手法を用いて行った科学研究」に本件投稿記事が該当しないため、適用対象外とした、と読むのが正しい。「研究結果の捏造、改ざん又は盗用にあたる不正行為」には当たらないから適用対象外とした、と読むことはできない。なぜなら「研究結果の捏造、改ざん又は盗用にあたる不正行為」に該当しないならば、すでに裁定していることになるので「審理・裁定を行うことは困難」という文言は出てこないはずだからである。東京大学は、制度整備途上にある東京大学科学研究行動規範規則では厳密には対象外になるため、審理・裁定をすることはできないという判断をしたのである。結果的には、科学研究行動規範委員会は最終判断を避けた形になるが、しかし、改ざん以外の申立事項も含めて予備調査委員会の報告をそのまま受け入れたわけではないことは、申立人宛回答（甲 21）の 4. 付記事項「被申立者の申立内

容に係る一連の行動については、本学の教員として、自らの科学的な判断を公正公平な立場や視点で社会に示していたか、社会の意見や疑義に対して謙虚に耳を傾け誠意を持って対応していたかの点について、研究者としての倫理観に問題があったと認識しています。」から明らかである。さらに、相手方宛通知（甲 22）の 3. 要望事項「同規範に掲げるとおり、研究活動について透明性と説明性を自律的に保証することに高い倫理観をもって努めるよう心がけていただきたい。」からも、本件投稿記事をすべて良しとしたわけではないことが分かる。規則上処分はできない中でのこの要望は、一般的認識では訓告あるいは嚴重注意に相当すると考えるのが普通である（東京大学では、処分としては戒告より軽い処分が設けられてはいない）。したがって、この要望の方が意味が重要と考えるべきであって、相手方が「行動規範に違反する事実は認められないということで、申立ては却下されているということですね。」（本人調書 21 ページ）と胸を張って言うことはできないのである。

以上、科学研究行動規範委員会の最終回答に対する判断については、判決に影響をおよぼす大きな誤りがあると考ええる。

（上告受理申立理由－ 4）

第 4 項 本訴事案に対する判断の誤り

A. この点に関する判決文

本訴事案についても原審判示は、本件投稿記事全体に対する評価を「本件投稿記事は、学問的見地から本件書籍の見解を批判するものであって、これを投稿したことが、被告の名誉を段損するなど、被告の正当な利益を侵害するものとは到底いえないから、」申立人が東大に訴えた際の「本件各文書の掲載は、被告の正当な利益を擁護するために行われたとはいえない」との 1 審判決を引用・追認し、追加判断においても「本件投稿記事が違法なものとはいえないことは前述したとおりであり」と反訴事案において本件投稿記事に対して下した判断を基に、申立人が東大に訴えた際の文書には「不適切で過激な言辞が用いられているのであ

り」として、対抗言論としての阻却理由はないと判断している。

B. 判断の誤りの指摘とその理由

原審判決は本件投稿記事における相手方のデータ改ざんの有無に絞って真実性、その相当性を否定した。その判断の誤りは第1項に述べた通りである。本件投稿記事全体に対する判断も、内容やその欺瞞性、攻撃性を十分に理解しない誤った判断がされていることは第2項で述べた。本件投稿記事に対する誤った評価・判断の上に立って、「本件各文書の掲載は、被告の正当な利益を擁護するために行われたとはいえない」と判示している。言い換えれば相手方が本件投稿記事によって申立人に対してどの程度ひどいことをしたかを十分理解せずに、申立人が本件投稿記事に対抗した言辞のみを捉えて原審は判決しているのである。判決ではさらに科学研究者が守るべき研究・発表上の倫理に対する認識が不十分なことも加わって「不適切で過激な言辞」という誤った判断が導き出されていると考える。

以上、本訴事案の判決においても、その主因として本件投稿記事に対する評価・判断、特にその欺瞞性、攻撃性が十分理解されていないという上告受理申立理由－3と同じ重大な誤りがあると考ええる。

第5項 査読書とその支持書および支持書署名者の陳述書の無視

第3-5)に述べたように原審には、本件投稿記事の内容を真に理解してもらうために査読書（「審査報告書」(乙34-4)）、および科学的見識を持った多数の研究者による「科学者の総意」とも言うべき「査読支持書」(乙35、乙36-1～29)、さらには「査読支持書」をどのような考えで署名したかを記した「久保田宏氏による陳述書」(乙38)を提出した。原審における本件投稿記事の欺瞞的内容と攻撃性に対する判断の誤りの大きな原因は、これらの書証を一切無視したことにあると考える。

このような原審に新たに提出された重要な書証の完全無視は、判決に重大な影響を及ぼすべき判断の遺脱であり、裁判官の自由心証権の濫用にも

相当すると考える。

(上告受理申立理由－５)

第５ 総括

第３に論じたように、本件投稿記事は、複数の文献に魚が鰓からメチル水銀を吸収する事実が書かれていることを隠すこと、そして同様の事実が実験で示されている文献のデータを改ざんして本件書籍がひどい間違いをしていることを示すこと、この二つを中心にして本件書籍が誤っていることを示すという欺瞞的内容によって本件書籍を誹謗中傷・攻撃した記事である。その手法はそれぞれが研究者の倫理に違反するものであり、このような手法を使って他者の書籍を誹謗中傷することは、使用している言葉の如何を問わず、本件投稿記事全体が申立人に対する明白な名誉毀損行為である。反訴においてそれを一切認めなかったのは、本件投稿記事の内容・意味を誤って評価・判断したことによるのであり、明らかに不当であり棄却されるべきであると考えられる。

本訴事案に関しても、その出発点となった本件投稿記事に対する上記のような誤った評価・判断を基に、見えやすい言葉だけを捉えて相手方に対する名誉毀損という判決が出されている。争いの原因に対する誤ったあるいは理解が不足した判断から導かれた判決は不当であり棄却されるべきであると考えられる。

ここにおける根本の原因は、裁判官をもっても相手方の欺瞞を見抜くことができなかったことにあるが、その理由は、本件投稿記事の不正と矛盾を説明し学術的意見とは認めなかった査読書、およびそれに多数の科学者が同意署名した科学者の総意とも言うべき査読支持書、その中の一人が科学者のあり方を書いた陳述書、これら３種の書証が原審に提出されたにもかかわらず、一切それを無視したことが大きいと考える。この３点を無視したがために、本件投稿記事の内容に関する理解が不足していること、真面目な科学研究者の考え方を理解していないことも認識されなかったのである。